

【重要】「こども性暴力防止法」の施行に伴う留意点

「こども性暴力防止法」が2026年12月25日にスタートします。
～実習生も性犯罪前科の有無の確認が求められる可能性があります～

こども性暴力防止法（「学校設置者及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」）の施行により、令和8年12月25日より、学校、保育所、児童養護施設、障がい児施設など、こどもに対して教育・保育等を行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。実習等を行う実習生についても性犯罪前科の有無の確認が求められる場合がありますので、留意点と本校の対応をお知らせします。

1. 法の施行日（令和8年12月25日）以降、実習を行う前に、実習を履修する学生に対して、法に基づく犯罪事実確認が行われる可能性があります（※1）。この手続きを通じて特定犯罪前科（※2）が確認された学生については、児童対象性暴力等のおそれがあるとの判断の下、児童等に接する実習を行うことができません。

※1 犯罪事実確認が行われる実習とは、本校が作成する実習計画において、こどもと一対一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生がこどもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると位置づけられた実習となります。ただし、この犯罪事実確認の実施の要否を最終的に判断するのは実習先施設となります。

※2 特定犯罪前科とは、不同意わいせつ、児童買春、児童ポルノ、痴漢、盗撮、未成年淫行などの性犯罪（成人に対する性犯罪を含む）について、一定期間内（最長20年）の前科を指します。

2. 実習を行うことができない場合は、卒業要件を満たすことができず卒業ができない可能性があるとともに、看護師国家試験の受験資格を得ることができません。

3. 上記内容を十分に理解した上で、入学をご検討ください。

4. 入学後、上記事項についての「同意書」を提出いただくとともに、実習を行う可能性が高くなった段階で特定性犯罪前科がない旨の誓約書を提出いただきます。

制度の詳細については、こども家庭庁ホームページ

(<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>) をご覧ください。

・こども家庭庁「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」